

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

広島県

1 申請手数料

許可申請には、次の申請手数料が必要です。4(1)の申請窓口で申請する場合、手数料納付は「現金納付」となっております。(申請窓口において方法等を御案内します。(手数料納付窓口は各庁舎内にあります。))

(令和8年1月23日現在)

区分	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

※ 手数料額が変更される場合がありますので、許可申請時に確認してください。

2 申請書類の作成

- 記載例を参考にして許可申請書及び添付書類（JIS規格A4）を作成してください。
- 申請に当たっては、許可申請書及び添付書類を1部提出してください。なお、控えは各自作成して、保管してください。

3 添付書類及び留意事項

(1) 住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書

ア 次に掲げる者の住民票の写し及び成年被後見人等に該当しないことの証明書を添付してください。

添付書類	対象者
住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの。マイナンバーの記載のないもの。申請に関係ない者の記載がないもの。）	<input type="radio"/> 申請者（個人の場合は申請者本人、法人の場合は役員等） <input type="radio"/> 申請者が未成年者である場合は、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、法人登記事項証明書及び役員に係る左記書類） <input type="radio"/> 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資者が法人である場合は、左記の書類に代えて「法人登記事項証明書」を提出） <input type="radio"/> 政令で定める使用人（支店等の代表者等）
成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書	

イ 成年被後見人等に該当しないことの証明書の申請方法は次のとおりです。

【各地方法務局の窓口で申請する方法】（広島県の場合、次の窓口で申請してください。）

広島法務局 民事行政部 戸籍課（広島市中区上八丁堀6番30号）TEL 082-228-5201

【東京法務局に郵送して申請する場合】

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局 民事行政部 後見登記課 宛て

※ 郵送申請時の注意事項

- 申請用紙は、最寄りの法務局・地方法務局又は法務省のホームページで入手できます。
- 窓口申請と同様に1通につき300円の印紙が必要です。
(最寄の法務局・地方法務局又は主な郵便局で入手できます。)
- 返信の宛て名を明記した返信用封筒に、所要の切手を添付してください。

ウ 医師の診断書を提出する場合は、契約の締結及びその履行にあたり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨が記載されている必要があります。

エ 先行許可証の原本を提示した場合、住民票の写し及び成年被後見人に該当しないことの証明書を省略することができます。

※ 先行許可証とは、今回更新する許可証以外の広島県が発行した許可証、または広島県以外の自治体が発行した許可証のうち、有効期限内であって、「許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載してある許可証。ただし、優良認定（確認）を受けている場合は許可から5年以内のものに限る。

オ 法人登記事項証明書、住民票の写し等の書類は、申請者自らが当該書類の写しに原本証明を行ったものを提出する場合は、原本を省略することができます。

原本証明【例】

この写しは、原本と相違ありません。
年 月 日
○〇〇〇 株式会社
代表取締役 △△ △△

力 廃棄物処理法施行規則の一部改正により、収集運搬業の許可申請と変更届を同時に提出する場合など、規則で定めている書類で重複するものは、申請等の一方に書類を添付し、もう一方は省略願を添付することで省略することができます。

(2) 誓約書（様式第六号の二（第10面））

申請者（役員等、政令で定める使用人等を含む。）が欠格要件（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イからヘ）に該当しないことを十分に確認して、提出してください。

※ 申請後の審査の結果、欠格要件に該当することが確認されたときは、不許可処分となります。（現に許可を有する場合は、その許可を取り消されます。）

(3) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

次のア～エに掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業に関する講習会の修了証の写しを、申請の区分に応じて添付してください（修了証の有効期間は、新規講習が5年間、更新講習が2年間です。）。

法人の場合は、役員又は政令で定める使用人が講習を受講する必要があります。

- ア 産業廃棄物収集運搬業に関する新規許可講習会修了証
- イ 産業廃棄物収集運搬業に関する更新許可講習会修了証
- ウ 特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する新規許可講習会修了証
- エ 特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する更新許可講習会修了証

申請の区分	ア	イ	ウ	エ
産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請を行う場合	○		○	
産業廃棄物収集運搬業の更新又は変更許可申請を行う場合	○	○	○	○
特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請を行う場合			○	
特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新又は変更許可申請を行う場合			○	○

（注）産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請を行う場合で、他の自治体で同一の区分で許可を受けている場合は、更新許可講習会の修了証の写しでも構いません。

※ 講習会は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページを参照してください。

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/>

(4) 優良産業廃棄物処理事業者について

優良産業廃棄物処理事業者は、インターネット上で適正に情報を公開している場合に限り、更新及び変更許申請の際に次の書類を省略できます。

- ・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【法人のみ】
- ・定款又は寄附行為【法人のみ】

(5) その他の添付書類の留意事項

添付書類	留意事項
貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表	<ul style="list-style-type: none">・過去3年間の決算書において、営業利益、経常利益、当期純利益、繰越金のいずれかに損金がある場合は、その原因と処理計画を記載した財務計画を提出すること。・設立後3年末満の法人は、作成済みのものをすべて提出すること。
運搬車（運搬船）の賃貸借契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none">・運搬車等を借用している場合、賃貸借契約書等の写しを提出すること。・賃貸借契約において、借主の運行管理責任が明示されていること。・船舶にあっては、裸傭船契約を原則とすること。 ただし、定期傭船契約による場合は、付帯契約として、次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約がなされていることが必要です。 ① 船主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を傭船者に譲渡し船長及び乗組員は海上運搬に係る傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。 ② 海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うこと。 ③ 船主は傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

添付書類	留意事項
運搬車(運搬船)の自動車(船舶)検査証の写し、カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 自動車(船舶)検査証※の写しは、有効期限内のものを提出すること。 ※電子車検証の場合は、ICタグに記録された「自動車検査証記録事項(A又zはBタイプ)」の写し 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。 運搬車等に他社名が表示してある場合は、削除するか又は自社(者)名に書き換えること。

4 申請窓口

(1) 県の機関

申請窓口	事業場(駐車場)所在地	住所・電話番号
西部厚生環境事務所 環境管理課	大竹市、廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2番68号 0829-32-1181(内線2342、2343、2344)
西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課 環境管理係	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、北広島町、安芸太田町	〒730-0011 広島市中区基町10番52号 082-228-2111(内線5536~5539)
西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	江田島市	〒737-0811 呉市西中央一丁目3番25号 0823-22-5400(内線2423、2425)
西部東厚生環境事務所 環境管理課	竹原市、東広島市、大崎上島町	〒739-0014 東広島市昭和町13番10号 082-422-6911(内線2342、2343)
東部厚生環境事務所 環境管理課	三原市、尾道市、世羅町	〒722-0002 尾道市古浜町26番12号 0848-25-2011(内線2342~2345)
東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課 環境管理係	府中市、神石高原町 (福山市にのみ事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号 084-921-1311(内線2341~2343)
北部厚生環境事務所 環境管理課	三次市、庄原市	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6番1号 0824-63-5181(内線3356~3358)
県庁 産業廃棄物対策課	(広島市、呉市又は県外のみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること)	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 082-513-2963

(2) 県内の政令市

広島市域、呉市域、福山市域については、それぞれの市役所の担当課に申請してください。

申請窓口	住所	電話番号
広島市 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2225~6
呉市 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3302
福山市 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町3番5号	084-928-1168